

# おうみはちまん じもと応援クーポン 取扱マニュアル (登録取扱店用)

本マニュアルにおいて、おうみはちまん じもと応援クーポン（以下、「クーポン」という。）の発行に際し、クーポンの取り扱い及び換金事務手続きについて必要な事項を定めま  
す。

## 1. 実施目的

近江八幡市では、コロナ禍および物価高騰の影響を受ける事業者・市民を支援するため、市内の中小事業者等の店舗で使えるクーポン・チケットを発行する「おうみはちまん じもと応援クーポン&チケット事業」を実施します。

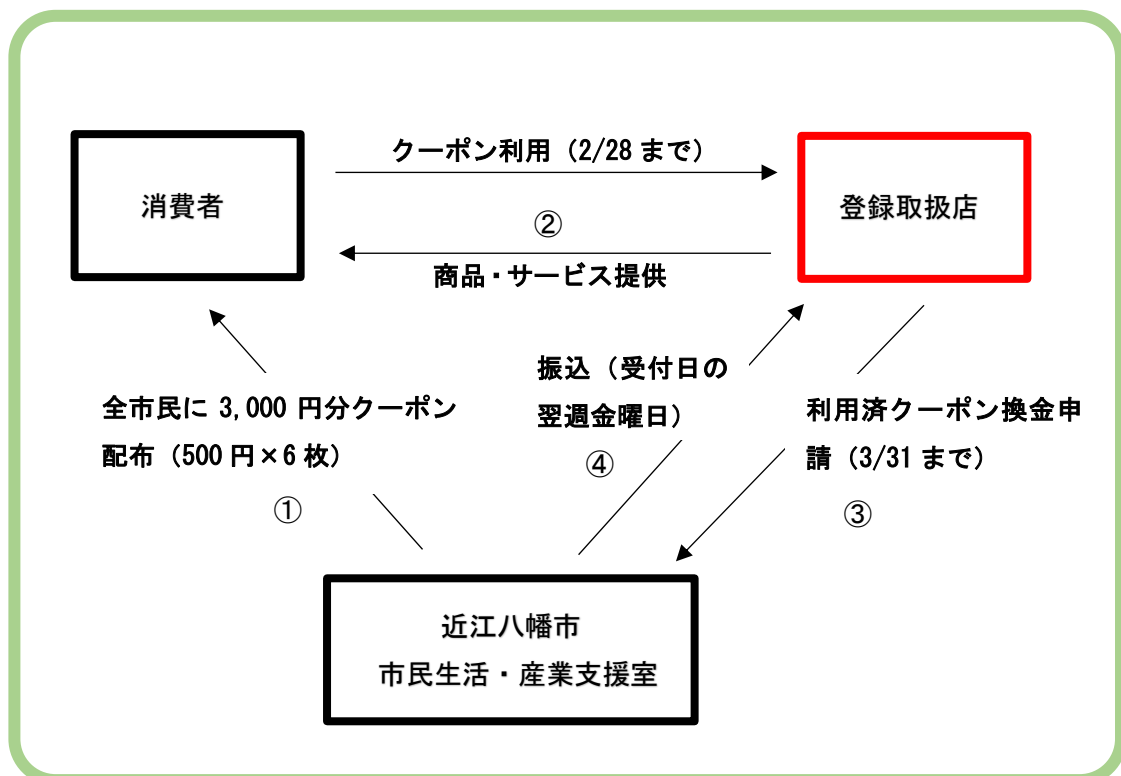
※本マニュアルは「クーポン」の取扱いについて記載しております。

## 2. クーポンの利用期間

利用期間：令和4年10月1日（土）から令和5年2月28日（火）まで

※利用期間終了後、クーポンは無効となり、利用することができません。

### 【クーポンの流れ】



### 3. クーポンの取扱方法

クーポンは物品の販売又は役務の提供などの取引において利用できます。

取扱店舗等において利用期間内に限り利用可能です。

- (1) 消費者（お客様）が商品購入の際、クーポンを利用される時は、偽造券（カラーコピー等）でないかを確認の上取り扱ってください。万が一、偽造券を見つけた場合は、市役所 市民生活・産業支援室（0748-36-5589）にご連絡ください

なお、クーポンをコピー機等で複製した場合、次のような特徴があります。

- **利用期間日付部分のライン「OMIHACHIMANSHI（マイクロ文字）」という文字がぼやけてしまう。（表面）**
- **「COPY」という文字が浮かび上がる。（裏面）**

- (2) 1,000円以上（税込）の買い物で、1,000円毎に500円クーポン1枚が利用可能となります。

（使い方の例①）

税込2,200円のお会計の場合

→ 千の位の単位の枚数クーポン（2枚）が使えます。（2,000円）



クーポン2枚（1,000円分）      プラス      現金1,200円      での支払い

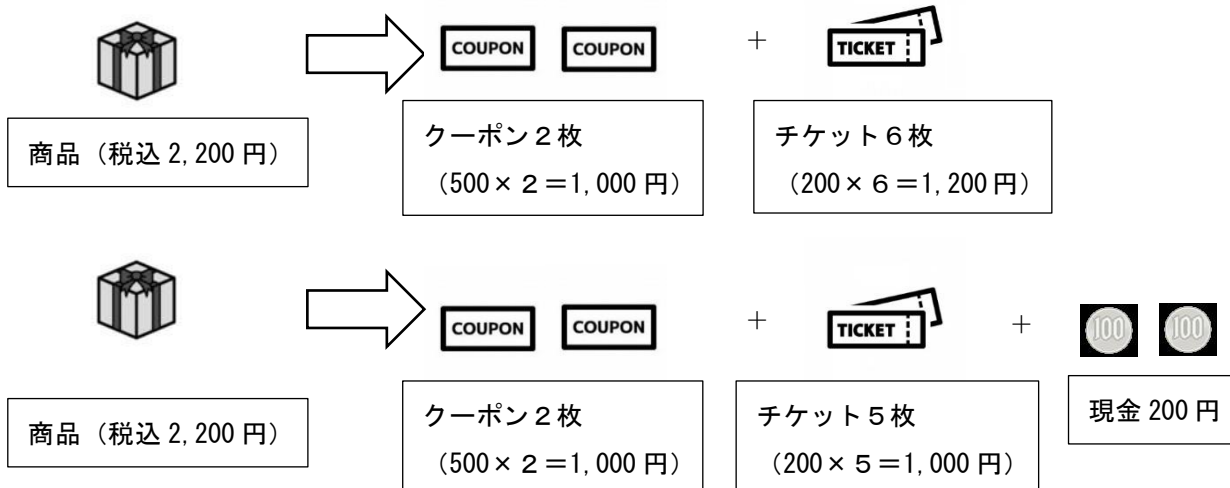
（使い方の例②）※じもと応援チケットとクーポンを併用される場合

（クーポンとチケットを両方登録されている事業所のみ）

税込2,200円のお会計の場合

①千の位の単位の枚数クーポン（2枚）が使えます。（2,000円）

②2,200円からクーポン2枚分（1,000円）を引いた金額をチケット又は現金で受け取ってください。（2,200円-1,000円=1,200円）※1,200円分をチケットか現金（又はチケットプラス現金）で受け取る。



- (3) クーポンを受け取られた際は、クーポン裏面の店舗記載欄に、住所・店舗等名称を記入してください。(事業者が判別できるもの。ゴム印等の押印、登録番号の記入のみでも可。)
- (4) クーポンを、交換、譲渡及び売買しないでください。(他店転用及び直接換金の禁止)
- (5) 店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品などを定める場合(特売品、経理上クーポンの取り扱いができない場合など)は、あらかじめクーポンを利用する方がその旨を認識できるよう、陳列棚、チラシ等に明示してください。
- (6) 利用期間(令和5年2月28日まで)を過ぎて、クーポンは受け取らないようにしてください。
- (7) クーポンには偽造防止対策が施してあります。お取引の際は十分にご注意ください。  
(※上記(1)参照。)クーポンの盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者(市)は一切責任を負いません。
- (8) クーポンは、下記の取引では利用できません。
  - 出資又は債務の支払(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
  - 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの
  - たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入(電子たばこや加熱式たばこを含む。)
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
  - 土地若しくは家屋の購入、家賃、地代又は駐車料金(一時預かりを除く。)等の不動産に係る支払
  - 現金との換金又は金融機関への預け入れ
  - 事業活動に伴って利用する原材料、機器類、仕入商品等
  - 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
  - その他近江八幡市又は各登録取扱店が指定するもの

#### 4. 登録取扱店の責務等

次に掲げる事項について、遵守してください。

- (1) 登録取扱店であることが明確になるよう、配布するポスター、ステッカーを分かりやすい場所に掲示してください。※利用期間(令和5年2月28日まで)後は、店内のクーポン利用促進のためのポスター等は必ず撤去してください。
- (2) 利用されるクーポンについて、上記3.(1)に記載したような偽造されたクーポンと判別できる場合は、クーポンの受け取りを拒否していただくとともに、その事実を速やかに近江八幡市市民生活・産業支援室(Tel.0748-36-5589)までお電話ください。
- (3) クーポンの交換及び売買は行わないでください。

- (4) クーポンは割引券ですので、商品券として取り扱わないでください。上記3.(2)のルールを順守願います。

## 5. クーポンの換金申請について

### 【振込口座の登録】

- (1) クーポンの換金を受けるには、指定口座の登録が必要です。登録取扱店は「おうみはちまん じもと応援クーポン&チケット口座登録依頼書」に必要事項を記入し、添付資料（通帳の見返しの写し）と共に郵送してください。

※ 指定金融機関は市外にある金融機関でも登録可能です。

※ 令和3年度のクーポン事業に参加いただき、振込先等の変更がない事業者は提出不要です。

### 【換金手続き】

受付期間：令和4年10月3日(月)から令和5年3月31日(金)まで

受付日時：市役所が開庁している日の9:00~17:00

(土日祝を除く。なお、令和4年12月29日から令和5年1月3日は閉庁)

受付方法：窓口持参

受付窓口：近江八幡市文化会館 練習室（近江八幡市出町366）

近江八幡市産業経済部商工労政課（安土町総合支所2階）

※商工労政課に行かれる場合は、事前にご連絡（0748-36-5517）をお願いします。

- (2) クーポンの換金は、上記受付窓口で、必要事項を記入した「おうみはちまん クーポン&チケット換金依頼書」と、利用済みクーポンと合わせて受付窓口へ提出してください。(郵送は不可です。必ずご持参ください。)

※ 前記3.(3)に記載したように、クーポン裏側の店舗記載欄が記入されていないものは換金できませんので、必ず記入してください。

※ クーポンは輪ゴムやクリップでまとめてお持ちください。但し、ホチキス止めや穴を開けて紐を通すなどはしないでください。(計数機にかけるため)

※ チケット事業も取り扱っている事業者は、換金依頼書にチケット分をあわせて記載することも可能です。

- (3) クーポンの枚数を確認し、「おうみはちまん クーポン&チケット換金受領証」をお渡しします。入金を確認するまで大切に保管してください。

※ 受付の締め日から振り込みまで、1週間以上かかる場合がありますので、ご了承ください。

※ 「おうみはちまん クーポン&チケット換金受領証」がない場合は、振込金額に差

異があっても異議申し立てができません。

- (4) 「おうみはちまん クーポン&チケット換金依頼書」は、コピーして利用してください。また、市のホームページからダウンロードできます。
- (5) 換金受付期間（令和5年3月31日まで）を過ぎた場合は換金できませんので注意してください。

## 6. その他留意事項

- (1) 8月12日の申込受付期限までに登録された登録取扱店の情報（店舗名称・所在地・業種等）については、「おうみはちまん じもと応援クーポン&チケットが使えるところ」として一覧表に掲載しクーポンに同封して市民に配布しています。なお、申込受付期限を過ぎて申込みされた場合は、市ホームページのみの掲示となります。
- (2) 登録取扱店向けのポスターや換金依頼書、口座登録依頼書等の各種様式は市ホームページよりダウンロードが可能です。
- (3) おうみはちまん じもと応援クーポン&チケット取扱店舗等募集要項、本マニュアルの内容に反する行為等が認められた場合、換金ができない場合や登録取扱店の登録を取り消す場合があります。
- (4) 登録取扱店に対し、登録手数料や換金手数料、振込手数料を請求することはありません。
- (5) 自社で利用するチラシ等、広告に登録取扱店である旨を記載することは可能です。なお、本事業用にデザインされた「じもと応援クーポン」の肖像等の使用を含む広告等については事前に近江八幡市市民生活・産業支援室までご相談ください。
- (6) この取扱マニュアルに記載されていない事項や、定めのない事項に関しては、市でその都度協議し、対応を決定します。
- (7) 各登録店舗等において、新型コロナウイルス感染症対策を実施してください。
  - ・滋賀県から発出されている「現在の感染拡大防止対策について(\*1)」をご確認いただき、各事業所において感染防止策を徹底してください。

(\*1) <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/313693.html>

県ホームページ(\*1)はこちら



本マニュアルや様式については、市ホームページでもダウンロードできます。

(\*2) <https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/1/23374.html>

市ホームページは (\*2) はこちら



※ 本取扱マニュアルに記載されていない事項については、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ

〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236

近江八幡市役所 総合政策部 市民生活・産業支援室

担当：土井・橘・今井

Tel：0748-36-5589 Fax：0748-32-2695

Mail：010501@city.omihachiman.lg.jp